

広島県教育委員会 NEWS RELEASE

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造

広がる！深まる！広島版「学びの变革」

報道提供料資料

平成30年6月8日（金）

課名 高校教育指導課

担当者 振興係長

電話 082-513-4992

平成 31 年度

広島県立併設型中学校  
入学者選抜実施要項  
(広島叡智学園中学校)

広島県教育委員会

# 目 次

○ 平成 31 年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針 (広島叡智学園中学校) (抜粋) .....	1
○ 平成 31 年度広島県立広島叡智学園中学校入学者選抜日程 .....	1
<b>平成 31 年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項 (広島叡智学園中学校) .....</b>	<b>2</b>
1 実施校 .....	3
2 募集 .....	3
3 出願 .....	3
4 選抜 .....	4
5 その他 .....	6
○ 別 表	
別表 入学者選抜の結果に係る簡易開示において本人等であることを確認する書類 .....	7
○ 様 式	
様式第 1 号 志望理由書 .....	8
様式第 2 号 自己紹介書 .....	9
様式第 3 号 調査書 .....	10
様式第 4 号 入学者選抜に関する特別措置願 .....	13
○ 付 表	
付表 1 県立併設型中学校入学者選抜実施校等 .....	14
付表 2 適性検査の満点 .....	14
○ 参考資料	
学校教育法施行規則 (抜粋), 広島県立中学校学則 (抜粋) .....	15

平成 31 年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針  
(広島叡智学園中学校) (抜粋)

広島叡智学園中学校の入学者選抜は、次により、社会の持続的な平和と発展に向け世界中のどこにおいても、地域や世界の「より善い未来」を創造するリーダーの育成を目指す当該学校の特色に配慮し、当該学校に対する意欲・適性等を判断して行うものとする。

1 選抜の方法

(1) 第 1 次選抜

- ア 適性検査及び面接
- イ 志望理由書, 自己紹介書及び調査書

(2) 第 2 次選抜

第 1 次選抜における合格者を対象に、2 泊 3 日の共同生活において、次により実施する。

- ア グループワーク及び面接
- イ 共同生活の振り返り

2 合格者の決定

- (1) 第 1 次選抜については、上記 1 (1) アの結果及びイを総合的に判断して決定する。
- (2) 第 2 次選抜については、上記 1 (2) ア及びイの結果等を総合的に判断して決定する。

3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

平成 31 年度広島県立広島叡智学園中学校入学者選抜日程

内 容	実 施 日 ・ 期 間
入 学 願 書 等 受 付	11 月 8 日 (木) ~ 11 月 14 日 (水) 正午
第 1 次 選 抜	11 月 24 日 (土) ・ 11 月 25 日 (日)
第 1 次 選 抜 通 過 者 発 表	12 月 7 日 (金)
第 2 次 選 抜	12 月 25 日 (火) ~ 12 月 27 日 (木)
合 格 者 発 表	1 月 8 日 (火)

※第 1 次選抜の 11 月 25 日 (日) は予備日とする。

平成 31 年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項  
(広島叡智学園中学校)

平成 31 年度広島県立併設型中学校(広島叡智学園中学校)の入学者の選抜は、「平成 31 年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針(広島叡智学園中学校)」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用 語	定 義
出身小学校	志願者が在学している小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程
出身小学校長	出身小学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)
学 則	広島県立中学校学則 (平成 15 年広島県教育委員会規則第 4 号)

## 1 実施校

広島県立広島叡智学園中学校

## 2 募集

### (1) 出願資格

次のいずれかに該当する者が出願できる。

ア 平成 31 年 3 月に小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 平成 31 年 4 月に中学校又はこれに準ずる学校の第 1 学年への入学対象となる者

### (2) 定員

40 人

## 3 出願

### (1) 期間

平成 30 年 11 月 8 日（木）から 11 月 14 日（水）正午まで

### (2) 手続

#### ア 志願者

(ア) 志願者は、インターネット出願システムで出願登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、広島叡智学園中学校の入学者選抜実施要項により公表する。

(イ) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、出身小学校長から③の発行を受け、①から③までの書類を取り揃え、(1)の期間内に志願先中学校長に提出する。

① 志望理由書（様式第 1 号）

② 自己紹介書（様式第 2 号）

①及び②において、代筆による記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

③ 調査書（様式第 3 号）

(ウ) 志願者は、入学者選抜料（2,200 円）を志願先中学校長が指定する方法で納入すること。

(エ) 志願者で、拡大した検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）を平成 30 年 9 月 7 日（金）までに県教育委員会に提出し許可を得る。

b a 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）を、(1)の期間内に(2)ア(イ)の書類と併せて、志願先中学校長に提出する。

#### イ 出身小学校長

出身小学校長は、次の書類の発行又は押印等を行う。(②は必要とする志願者に対してのみ。)

① 調査書（様式第 3 号）

作成方法は、P11～P12による。作成後、厳封の上、志願者に渡す。

② 入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）

記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。

ウ 志願先中学校長

- (ア) 志願先中学校長は、志願者から調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、受理する。
- (イ) 志願先中学校長は、アの(エ)のbにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを平成30年11月14日(水)までに県教育委員会に提出し協議する。

4 選抜

(1) 方針

選抜は、「平成31年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針(広島叡智学園中学校)」に基づき行うものとする。

(2) 第1次選抜

ア 適性検査

- (ア) 志願者全員に対して、適性検査を実施する。  
適性検査は、課題の解決に向け、資料を基に柔軟な発想で自らの考えや思いを文章で表現する。
- (イ) 適性検査は、適性検査A及び適性検査Bとする。
- (ウ) 適性検査の実施時間は、適性検査A及び適性検査Bとも45分とする。
- (エ) 実施校における適性検査の満点は付表2(P14)のとおりである。

イ 面接

志願者全員に対して、集団面接を実施する。

ウ 実施期日

平成30年11月24日(土)・11月25日(日)

※11月25日(日)は予備日とする。

エ 検査時間割

時 限	時 刻	検査内容等
	8 : 5 0 9 : 1 5	集 合 ・ 注 意
第1時限	9 : 3 0 1 0 : 1 5	適 性 検 査 A
第2時限	1 0 : 3 5 1 1 : 2 0	適 性 検 査 B
	1 1 : 3 0 1 1 : 4 5	面接に関する注意
	1 1 : 4 5 1 2 : 3 0	昼食休憩・移動
第3時限	1 2 : 4 5 ~	面 接

※面接の時間は別途指示する。

オ 実施場所

中学校長が別に定める。

カ 第1次選抜の通過者の決定

- (ア) 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (イ) 中学校長は、適性検査及び面接の結果並びに志望理由書、自己紹介書及び調査書を総合的に判断して決定する。

キ 第1次選抜の通過者の発表

中学校長は、通過者の発表を、平成30年12月7日（金）に行う。

(3) 第2次選抜

第1次選抜の通過者を対象に、2泊3日の共同生活において、次により実施する。

ア グループワーク

グループによる活動を通じて、コミュニケーション力や他者と協働して課題を解決しようとする力などをみる。

イ 面接

志願者全員に対して、個人面接を実施する。

ウ 共同生活の振り返り

2泊3日の共同生活において感じたことや考えたことを文章等で表現する。

エ 実施期日

平成30年12月25日（火）～27日（木）

オ 検査時間割

日 程	時 刻	検査内容等
12月25日（火）	13:00	集 合 ・ 注 意
	13:30 ～	オリエンテーション等
12月26日（水）	終日	グループワーク等
12月27日（木）	～ 12:30	面接・共同生活の振り返り等

※グループワーク、面接及び共同生活の振り返り等の詳細な時間は別途指示する。

カ 実施場所

中学校長が別に定める。

(4) 合格者の決定

ア 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 中学校長は、(3)で実施したグループワーク、面接及び共同生活の振り返りの結果等を総合的に判断して決定する。

(5) 合格者の発表

中学校長は、合格者の発表を、平成31年1月8日（火）に行う。

(6) 繰上げ合格等の実施

第1次選抜の通過者の発表の後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で繰り上げて通過者を決定することができる。

第2次選抜の合格者の発表の後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰り上げて通過者及び合格者の決定を行う場合、中学校長は、広島叡智学園中学校の入学者選抜実施要項により公表する。

## 5 その他

### (1) 入学者選抜の結果に係る簡易開示

入学者選抜の結果に係る簡易開示は次により行う。

#### ア 開示対象

適性検査及びグループワークの結果

#### イ 開示内容

第1次選抜：適性検査A及び適性検査Bの得点

第2次選抜：グループワークの得点

#### ウ 開示請求対象者

不合格者（本人及びその法定代理人）

#### エ 本人等であることの確認

別表（P 7）に示す書類の提示により確認する。

#### オ 開示期間

平成31年1月15日（火）から2月14日（木）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、12時から13時までを除く。）

#### カ 開示場所

広島叡智学園中学校（広島市中区基町10-52 県庁本館R階）

#### キ 開示手続

（ア）請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、広島叡智学園中学校において、口頭で開示の請求をする。

（イ）中学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

### (2) その他

ア 中学校の入学者選抜実施要項は、学校で用意する。

イ 志願について虚偽の事実（学歴・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

ウ 様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。

なお、様式（第1号から第4号）は必要に応じてコピーして使用することができる。

エ この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島県教育委員会教育長が別に定める。



別表

入学者選抜の結果に係る簡易開示において本人等であることを確認する書類

請求者	区分	必要書類
受検者本人	<p>請求者が受検者本人であることを確認する書類</p> <p>※ 写真のない書類にあつては複数の書類の提示により確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立併設型中学校入学者選抜の受検票</li> <li>○ 出身小学校の在学に係る証明書</li> <li>○ 旅券</li> <li>○ 個人番号カード（マイナンバーカード）</li> <li>○ 健康保険，国民健康保険又は船員保険の被保険者証</li> <li>○ 官公署の発行する身分証明書</li> <li>○ その他下欄に掲げる書類 等</li> </ul>
受検者の法定代理人（親権者等）	<p>ア 請求者が法定代理人本人であることを確認する書類</p> <p>※ 写真のない書類にあつては複数の書類の提示により確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証</li> <li>○ 旅券</li> <li>○ 個人番号カード（マイナンバーカード）</li> <li>○ 健康保険，国民健康保険又は船員保険の被保険者証</li> <li>○ 共済組合員証</li> <li>○ 国民年金手帳</li> <li>○ 厚生年金手帳</li> <li>○ 国民年金，厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</li> <li>○ 共済年金又は恩給等の証書</li> <li>○ 船員手帳</li> <li>○ 海技免状</li> <li>○ 猟銃・空気銃所持許可証</li> <li>○ 戦傷病者手帳</li> <li>○ 宅地建物取引主任者証</li> <li>○ 電気工事士免状</li> <li>○ 無線従事者免許証</li> <li>○ 毒物劇物販売業登録票</li> <li>○ 官公署の発行する身分証明書</li> <li>○ 印鑑登録証明書（印鑑登録手帳）</li> <li>○ 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類</li> <li>○ 外国政府が発行する外国旅券 等</li> </ul>
	<p>イ 受検者が未成年者又は成年被後見人であることを確認する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍謄本・抄本（発行後1か月以内のもの）</li> <li>○ 住民票の写し（発行後1か月以内のもの）</li> </ul>
	<p>ウ 請求者が法定代理人であることを確認する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭裁判所の証明書（発行後1か月以内のもの） 等</li> </ul>

(注) 受検者の法定代理人の場合，区分におけるア，イ及びウのすべてに係る書類が必要である。

# 志 望 理 由 書

平成 年 月 日

広島県立広島叡智学園中学校長様

出身小学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

次の理由により，貴校を志願します。

## 【志願者本人記入欄】

志望の動機・理由， 中学校生活への抱負	

〔注意〕 代筆による記入を必要とする志願者については，「志願者本人記入」欄を代筆により記入することができる。  
ただし，その場合，代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

# 自己紹介書

平成 年 月 日

広島県立広島叡智学園中学校長様

出身小学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

次により，自己を紹介します。

## 【志願者本人記入欄】

これまで自分が頑張ってきたこと，また，興味があること	
----------------------------	--

【注意】 代筆による記入を必要とする志願者については，「志願者本人記入」欄を代筆により記入することができる。ただし，その場合，代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。



[様式第3号の作成方法]

1 第6学年の9月末現在で記入する。

なお、第5学年及び第6学年の期間の全部において外国の学校（文部科学大臣の認定を受けた在外教育施設を除く。以下同じ。）に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校における成績証明書を提出する。

2 番号欄には、各学級の出席簿どおりの名列番号を記入する。ただし、男女別々になっている場合は通し番号とする。

3 学習の記録欄

(1)「観点別」は指導要録における「観点別学習状況」の略記であり、①から⑤までは、次の表に示している各教科ごとの観点を示す。「観点別」には、第5学年及び第6学年の各学年における状況を総合的に評価し、「十分満足できると判断されるもの」について、○印を記入する。

観点が下表によりがたい小学校においては、観点に関する説明資料を別途添付すること。

教科	①	②	③	④	⑤
国語	国語への関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての知識・理解・技能
社会	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	観察・資料活用の技能	社会的事象についての知識・理解	
算数	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解	
理科	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解	
音楽	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力	
図画工作	造形への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力	
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度	生活を創意工夫する能力	生活の技能	家庭生活についての知識・理解	
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	運動や健康・安全についての知識・理解	

(2) 評価欄は、次により記入する。

ア 3段階評定法で記入する。なお、第5学年については、指導要録の学習の記録の評定をそのまま記入する。「計」には、各教科ごとに、第5学年及び第6学年の各学年における評定の合計点を記入し、「総合計」には、各教科の「計」の合計点を記入する。

イ アにかかわらず、第6学年の中途において外国の学校から編入学したことにより、指導要録に第5学年の評定が記載されていない場合、調査書における第5学年の欄は空欄とし、「計」及び「合計」においては、空欄を0とみなして計算した数値を記入する。

また、備考欄に、在籍していた外国の学校名（国名・校名）及び編入学日を記入するとともに、外国の学校に在籍していた期間における成績証明書を調査書に添付すること。

ウ アにかかわらず、特別支援学級又は特別支援学校の小学部の卒業予定者について、各教科等の活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあつては、記述形式により、備考欄等を使用して記入する。

- 4 行動の記録欄には、第6学年の評定を指導要録の記載の方法に基づいて、○印を記入する。
- 5 欠席欄
  - (1)「日数」については、指導要録の記載方法に基づいて、第5学年及び第6学年の欠席日数を記入し、「計」には第5学年及び第6学年の総計を記入する。
  - (2)「主な理由」については、各学年で連続5日以上又は「計」が20日以上ある者について、その主な理由（病名等）を記入する。
- 6 外国語活動の記録欄には、学習状況のうち、特記すべき事項を記入する。
- 7 総合的な学習の時間の記録欄には、学習活動を記入し、さらに特記すべき事項を記入する。
- 8 特別活動の記録欄には、特別活動の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。
- 9 スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録欄には、特別活動以外のスポーツ・文化・ボランティア活動等の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。
- 10 備考欄には、学習の状況、趣味、特技、将来の進路等について特記すべき事項及び受検にあたって、特に配慮すべき事項等で他の欄に記入できないものを記入する。
- 11 該当事項のない場合は、空欄でよい。

# 入学者選抜に関する特別措置願

平成 年 月 日

広島県立広島叡智学園中学校長様

出身小学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり、特別措置をしてください。

## 1 措置の内容

## 2 理由

上記のことは、適当と認められます。また、小学校においては次のような配慮をしています。

[ \_\_\_\_\_ ]

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 小学校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

受付番号	※	中学校受付印
受検番号	※	

- [注意] 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 「措置の内容」及び「理由」は具体的に記入すること。  
 3 点字検査用紙を必要とする者が、この様式を使用する場合は、「宛先」を広島県教育委員会教育長に訂正すること。  
 4 小学校における配慮事項は、筆記テスト等を実施する際の配慮を含めて記入すること。

付表 1

## 県立併設型中学校入学者選抜実施校等

実施校	入学定員	所在地	電話番号
広島叡智学園中学校	40 人	広島市中区基町 10-52	082-211-5210

付表 2

## 適性検査の満点

実施校	適性検査の種類	満点 (点)
広島叡智学園中学校	適性検査 A	100
	適性検査 B	100



### 学校教育法施行規則（抜粋）

昭和22年5月23日  
文部省令第11号

- 第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。
- 2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。
- 第117条（略） …… 第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

### 広島県立中学校学則（抜粋）

平成15年3月27日  
広島県教育委員会規則第4号

（入学資格）

- 第11条 中学校に入学することのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。

（通学区域）

- 第12条 中学校に就学することのできる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）をいう。以下同じ。）が次表の通学区域内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園中学校については、通学区域を定めないものとする。

校 名	通 学 区 域
広島県立広島中学校	広島県一円
広島県立三次中学校	広島県一円

- 2 前項の代理人は、独自の生計を営む成年の者でなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、その保護者（通学区域を定める中学校の保護者に限る。）が同項の表の通学区域内に住所を有しない者のうち、特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を受けたものは、中学校に就学することができる。

（略）

（入学手続及び入学許可）

- 第14条 校長から入学者の選抜に合格した旨の通知を受けた者は、校長が定める期日までに、入学願を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項に定める入学手続をした者については、入学を許可する。

（略）

**【入学者選抜実施要項についての問い合わせ先】**

広島県教育委員会事務局教育部高校教育指導課

〒730-8514

広島市中区基町 9-42

TEL (082) 513-4992 (直通)

ホームページで入学者選抜に係る情報を提供しています。

広島県教育委員会ホームページ《**ホットライン教育ひろしま**》

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>